

第5次宮古市男女共同参画基本計画

令和3年12月

岩手県宮古市



はじめに

本市では、平成15年に宮古市男女共同参画基本計画「みやこ男女共生プラン21」を策定し、これまで3度の見直しを行い、各種施策に取り組んでまいりました。

これらの取組により、市民アンケート調査においては、男女共同参画社会の形成に向けて、着実に意識の醸成が図られていることがうかがえます。

一方、女性が働き続けることが難しいと感じている市民も多く、引き続き、男女があらゆる場で対等に活躍できるまちづくりを推進していくことが求められています。

第5次となる新たな計画においては、「男女がともに活躍できる社会づくり」、「男女間のあらゆる暴力の根絶と生涯にわたる健康支援」、「一人ひとりの人権尊重の実現とその意識の醸成」を基本課題と捉え、対応する目標を設定して施策を推進することとしております。

「男女が等しく個人として尊重され、支え合い、個性と能力をいかせる社会の実現を目指す」ことを本計画の基本理念とし、また、SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえ、市民、事業者、関係団体等と連携し各種施策を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、宮古市男女共生推進委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

令和3年12月

宮古市長 山本正徳

— 目 次 —

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の経緯	1
2 計画の背景	1
3 現状	2
4 計画の基本理念	2
5 計画の位置づけ	3
6 計画の期間	3
第2章 宮古市の現状	4
1 宮古市の概況	4
2 令和2年度宮古市男女共同参画市民アンケート調査の概要	9
第3章 計画の内容	14
1 主要課題	14
2 計画の行動体系	15
基本課題Ⅰ 男女がともに活躍できる社会づくり	16
基本課題Ⅱ 男女間のあらゆる暴力の根絶と生涯にわたる健康支援	25
基本課題Ⅲ 一人ひとりの人権尊重の実現とその意識の醸成	32
第4章 計画推進の取組	39
1 計画の推進体制	39
2 計画の評価	39
3 計画の進行管理	39
資料編	41
男女共同参画社会基本法	41
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	47
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	59
宮古市男女共生推進委員会条例	70
宮古市男女共生推進委員会委員名簿	72

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

宮古市では、平成 15 年度に「宮古市男女共同参画基本計画」を策定し、取組の成果と課題を踏まえ、定期的に見直しを行ってきました。平成 29 年には、「第4次宮古市男女共同参画基本計画」を策定し、その中で「一人ひとりを尊重する意識づくり」、「男女がともに活躍できる社会づくり」、「DVのない社会づくり」の3つの基本課題を掲げ、様々な施策に取り組んできました。

学校での男女混合名簿の導入率は100%を達成、待機児童数は0人を達成し、男女共同参画サポーターの認定者数は目標 64 名に対し 63 名の認定とほぼ目標を達成するなど男女共同参画社会実現のための取組を推進してきました。

一方、審議会等の女性委員登用の割合は目標 40%に対し 29.6%にとどまっています。令和2年度に実施した市民アンケート調査結果では、男女共同参画社会の形成について、意識の醸成が図られていることがうかがえるものの、未だに女性が働き続けることが難しい状況であるとの回答が6割を占めています。引き続き男女があらゆる場で対等に活躍できるまちづくりを推進していくことが求められています。

本市は、東日本大震災後、台風災害を経験し、今後も大規模災害の発生が想定されています。被災時に大きな役割を担う自主防災組織の運営には男女共同参画の視点が必要であり、防災における多様な意見を反映することができるよう、女性の参画を進める必要があります。

また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症拡大によって、女性の雇用、所得への影響等が懸念されており、支援を必要とする女性等が誰ひとり取り残されないことがないよう、男女共同参画の視点に基づいて支援を推進していくことが求められています。

男女共生推進センター「フラットピアみやこ」において、平成 17 年度より男女共同参画社会の形成と女性の地位向上を図ってきましたが、施設の老朽化に伴い、令和3年3月をもって廃止しました。令和3年度から「イーストピアみやこ」を拠点として、各施策を引き継ぎ、さらに充実・発展させる必要があります。

第5次宮古市男女共同参画基本計画は、第4次基本計画の理念を継承するとともに、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会の実現を目指して策定します。

2 計画の背景

国では、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進する方針を定めています。

また、平成 13 年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関

する法律」(以下「配偶者暴力防止法」)により配偶者等からの DV^{注1}の防止と被害者支援への取組も進められました。

さらに、平成 27 年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」)が制定され、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる社会を目指し取組が進められています。

平成27年(2015年)に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に国際目標として「持続可能な開発目標(SDGs^{注2})」の一つとして「ジェンダー平等^{注3}を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行うこと」が掲げられ、男女共同参画に向けた取組が進んでいます。

国は、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、岩手県においても、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、令和3年3月に新たな「いわて男女共同参画プラン」を策定しています。

3 現 状

令和2年度に実施した男女共同参画に関するアンケート調査の結果では、平成 27 年度の前回調査と比較して、男女平等や性別にとらわれた意識の解消に関する関心などの男女共同参画社会形成に向けた意識の醸成が図られています。

女性の子育て、仕事の両立や再就職希望はいずれも困難であるとの要望が多いことから、仕事・家庭や地域活動の両立が不可欠であり、安心して暮らすことのできる働き方の改革や、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)^{注4}が求められています。

4 計画の基本理念

男女共同参画社会の実現のためには、確かな理念の下、継続してたゆまず取り組む必要があります。本市は第4次男女共同参画基本計画の理念を継承し、『男女が等しく個人として尊重され、支え合い、個性と能力をいかせる社会の実現をめざす』を計画の基本理念とします。

注1 DV(ドメスティック・バイオレンス):配偶者や恋人など親密な関係にあるものから振るわれる暴力のことをいいます。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力があります。

注2 SDGs:「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された国連加盟国193カ国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた国際社会共通の目標です。17の目標とそれを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

注3 ジェンダー平等:ジェンダー(生物学的性別に対する、社会的・文化的に形成された性別)にかかわらず社会全体の様々な状況において個人が平等な状態にあることをいいます。

注4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和):一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことをいいます。

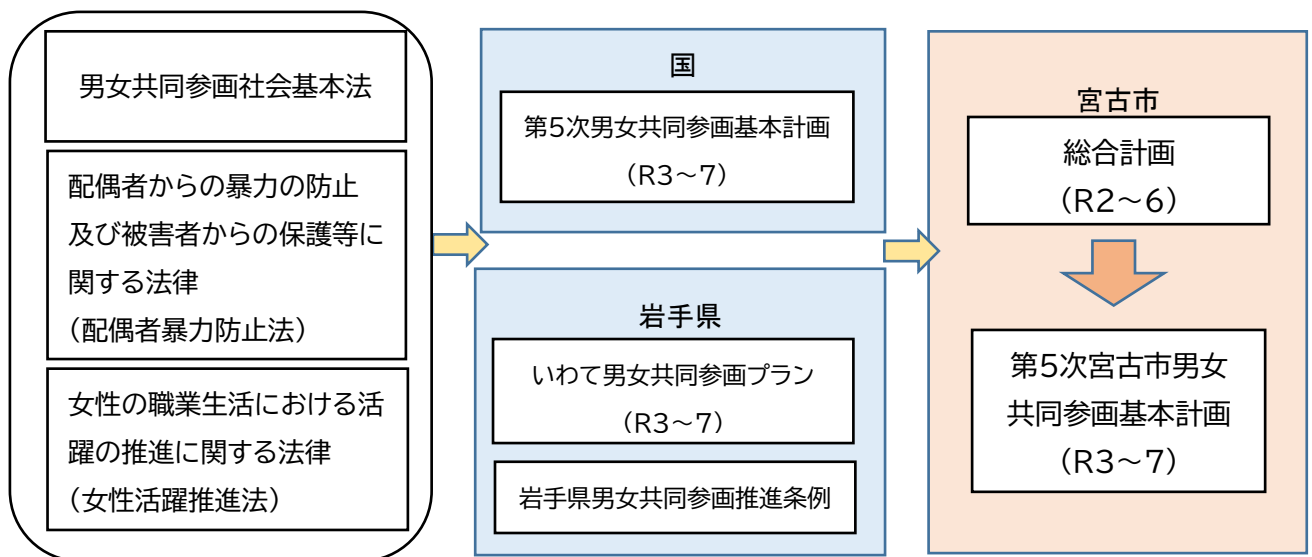
5 計画の位置づけ

本市は平成 11 年に制定された「男女共同参画社会基本法」に則り、平成 15 年に男女共同参画基本計画「みやこ男女共生プラン 21」(計画期間:平成 15 年度～平成 18 年度)を策定しました。

その後、市町村合併に伴う計画の見直しを行い、平成 18 年に「新・みやこ男女共生プラン 21」を、平成 23 年に「新・みやこ男女共生プラン 21(Vol.2)」を、平成 29 年には「男女が等しく個人として尊重され、支え合い、個性と能力をいかせる社会の実現をめざす」を基本理念とした「第4次宮古市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画のまちづくりを市と市民、事業所、関係機関とともに進めてきました。

本市では、これら計画を引き続き推進するため、「第5次宮古市男女共同参画基本計画」を策定します。

なお、本計画は、「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項に定める市町村基本計画及び「女性活躍推進法」第6条第2項に定める市町村推進計画に位置づけるものです。



6 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5カ年とします。国・県の動向に対応して、必要のつど見直しを行います。

第2章 宮古市の現状

1 宮古市の概況

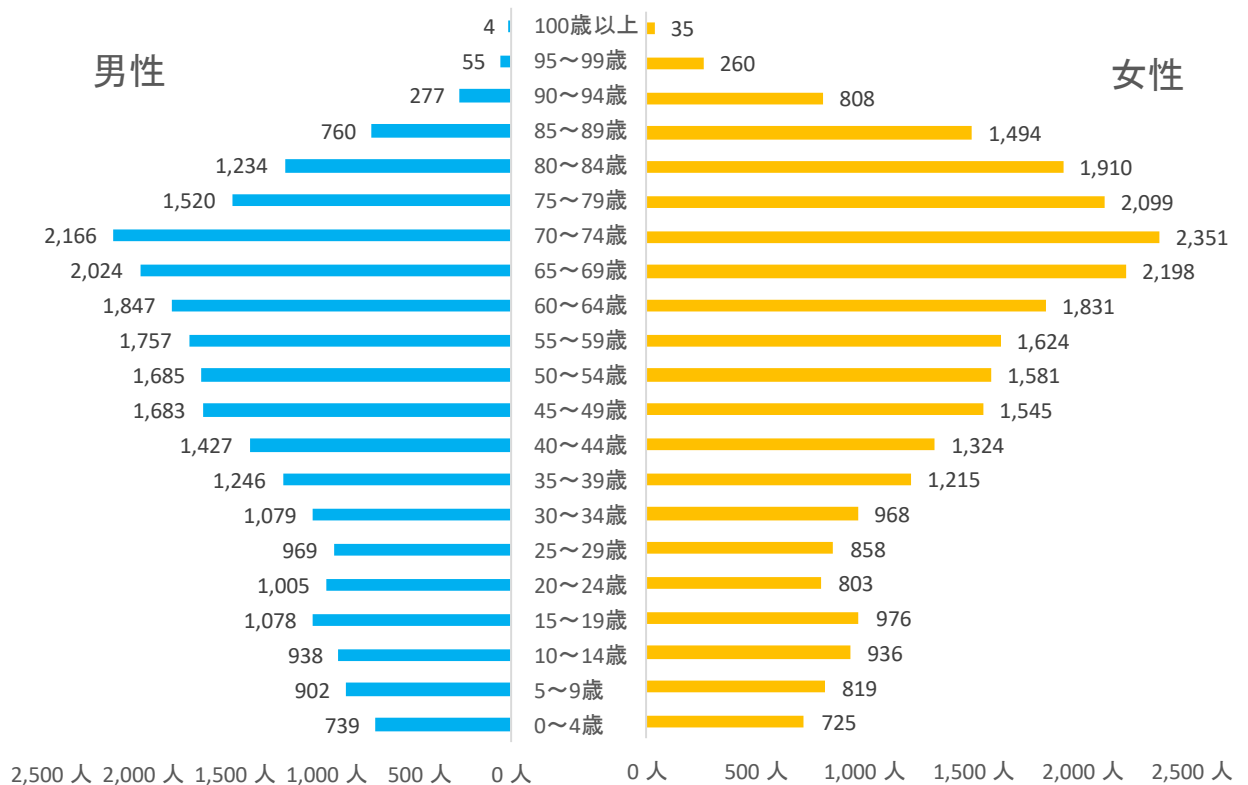
(1)人口の状況

令和2年10月1日現在の人口は、女性26,360人、男性24,395人で、総数50,755人となっています。

人口ピラミッドを見ると、男女ともに65～74歳代が多くなっています。

0～14歳の年少人口数が減少し、65歳以上の老年人口数が男女とも増加している傾向から、今後も少子高齢化がさらに進行することが予測されます。

人口ピラミッド

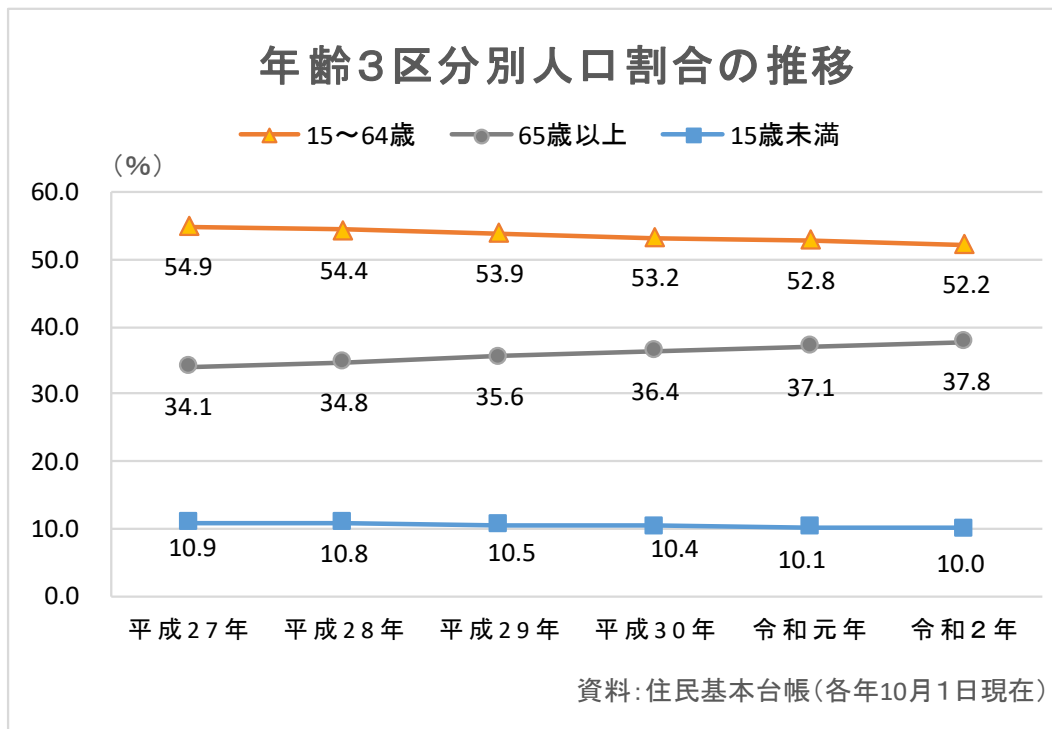
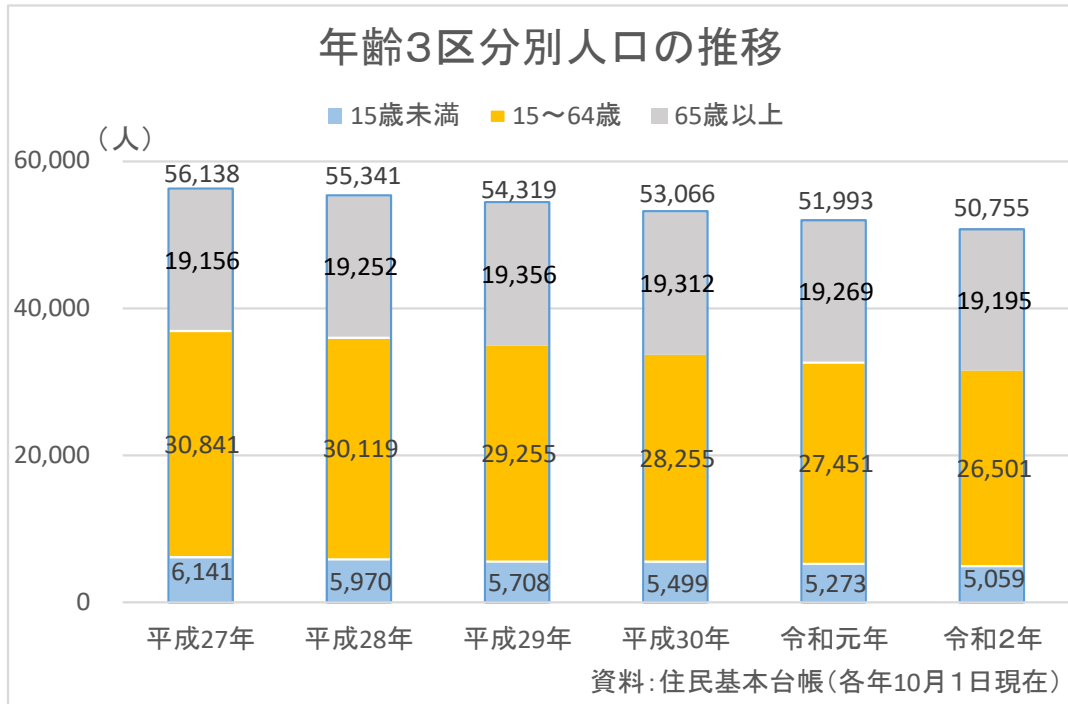


資料：住民基本台帳（令和2年10月1日現在）

(2)年齢3区分別人口の推移

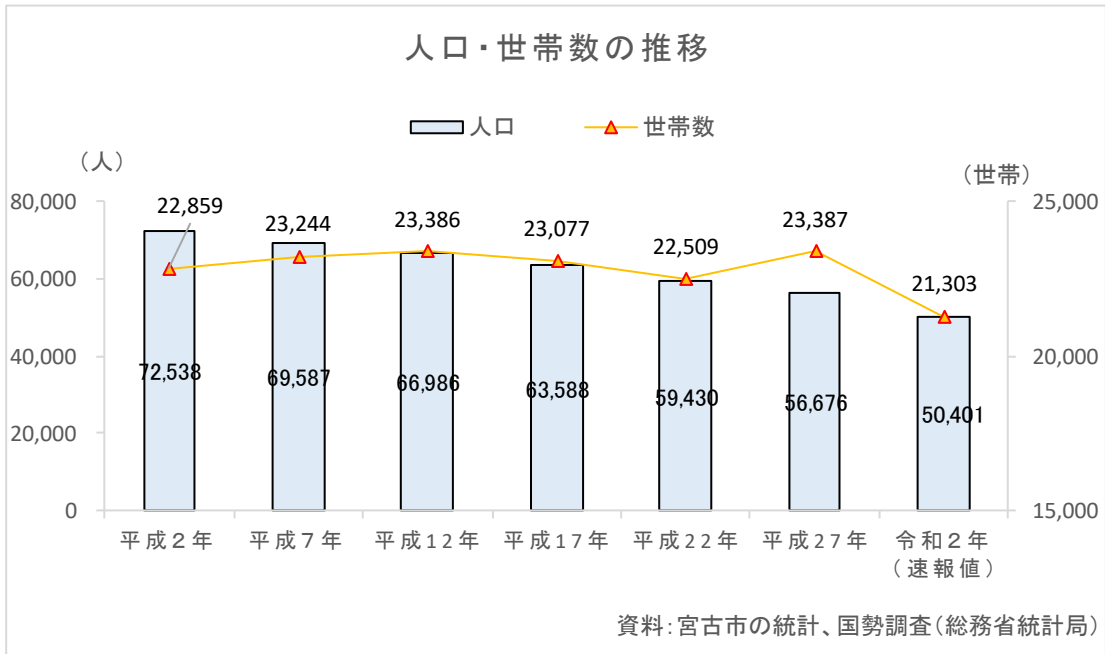
人口の推移を見ると、年齢3区分別でも全体的に減少しています。

人口割合の推移を見ると、15～64歳人口の割合は平成27年から2.7ポイント減少している一方、高齢者人口の割合は3.7ポイント増加しています。



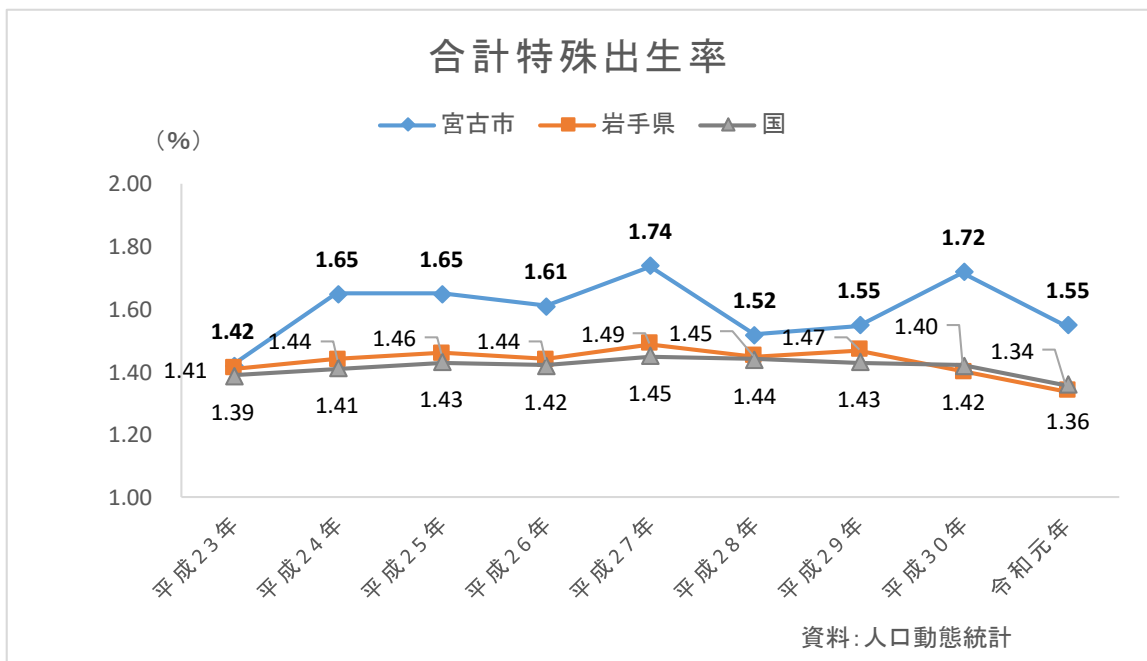
(3)人口・世帯数の推移

人口と世帯数の推移を見ると、人口は減少傾向にあり、世帯数も平成 27 年に増加しましたが、令和2年で減少傾向に転じ、世帯人数も少数化が見られます。



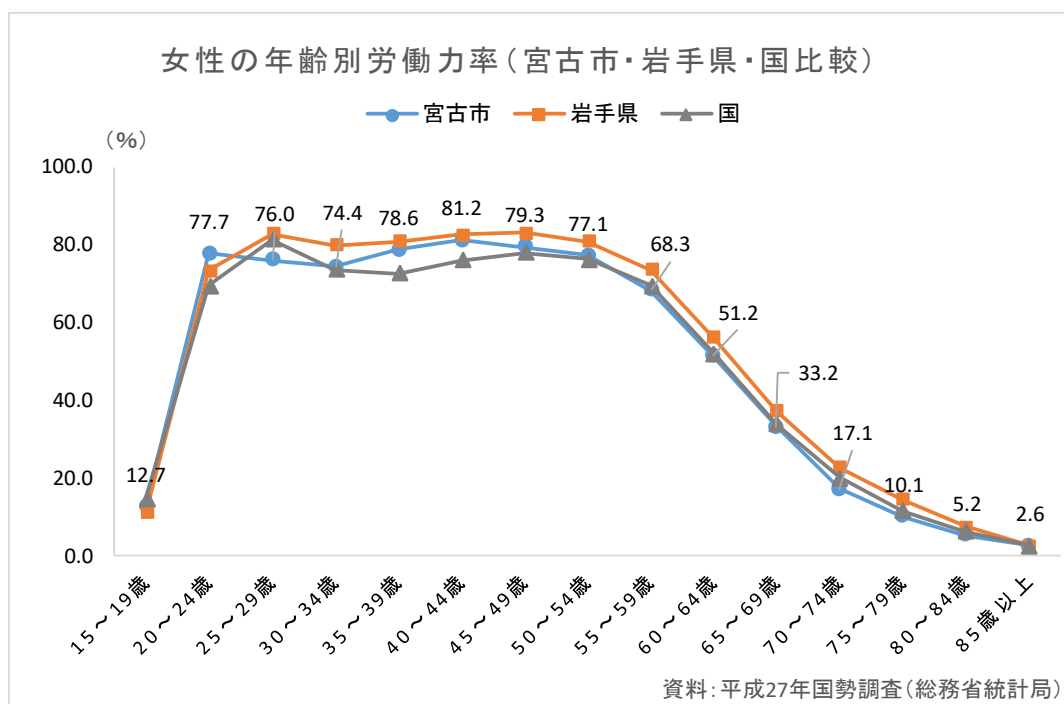
(4)合計特殊出生率の推移

令和元年の合計出生率は、平成 29 年に並び 1.55 となっており、平成 23 年の 1.42、平成 28 年の 1.52 に次ぐ3番目の低さとなっています。国や岩手県と比較すると高い水準となっています。

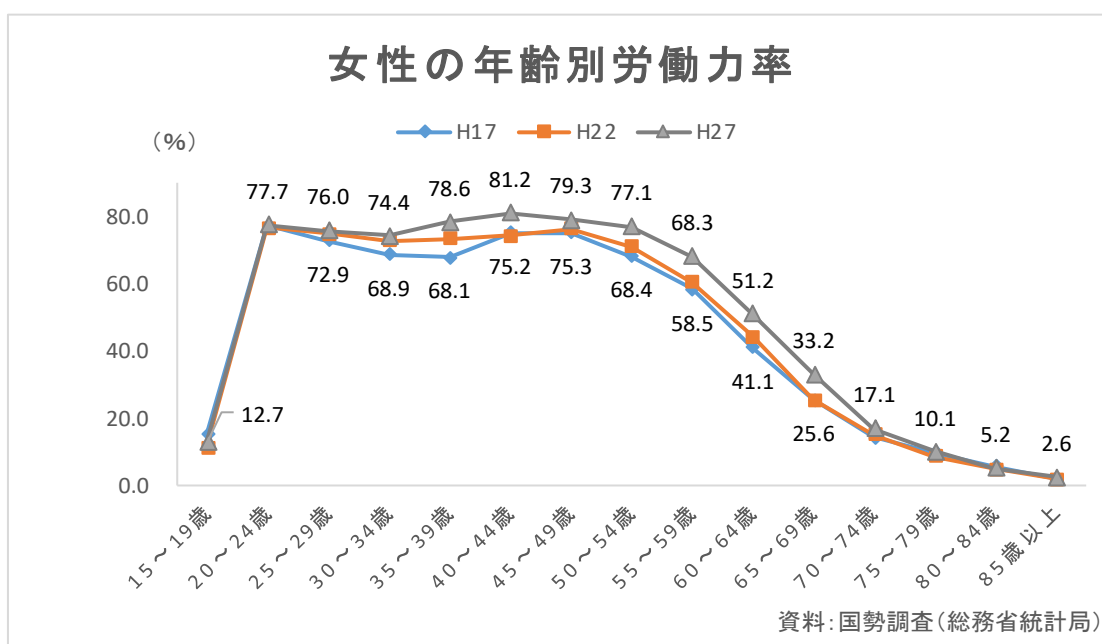


(5)就労の状況

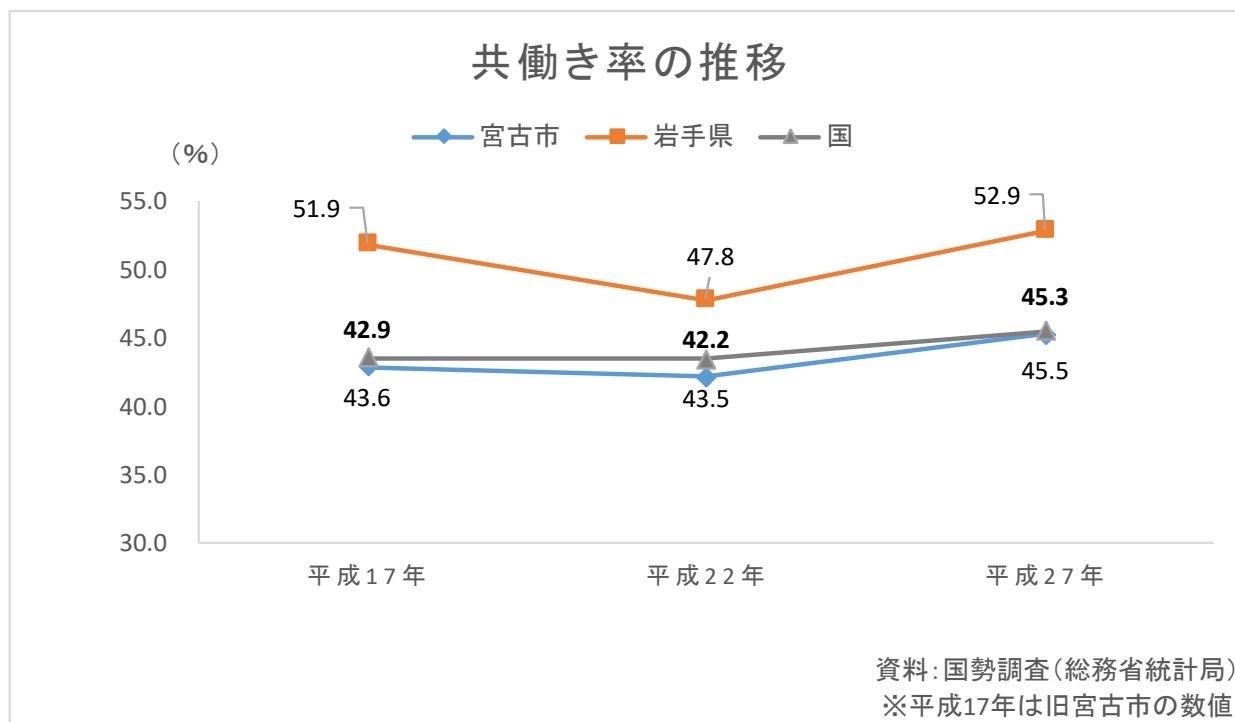
本市の女性の年齢別労働力率^{注5}を見ると、国とほぼ同じですが、15～24歳までは岩手県と比較して高くなっています。



女性の労働力率の推移を見ると、各年齢階級において上昇しています。平成17年からの変化を見ると、平成17年の35～39歳(68.1%)を底とするM字カーブ^{注6}を描いていますが、平成27年の35～39歳が78.6%、40～44歳が81.2%と上昇しており、グラフ全体の形はM字型から台形型に近づきつつあります。



共働きの推移をみると、増加傾向にあり、平成27年で 45.5%となっており国とほぼ同じですが、岩手県と比較すると、共働き率は低くなっています。



注5 労働力率：就業者と完全失業者とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合です。完全失業者とは、働く能力と意思を持ち、本人が現に求職活動をしているにも関わらず、就業の機会が社会的に与えられていない者を指します。

注6 M字カーブ：女性の労働力率・就業率が、結婚や出産の時期にあたる年代に一度低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することをいいます。なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフ全体の形はM字型から欧米先進諸国で見られるような台形型に近づきつつあります。

2 令和2年度宮古市男女共同参画市民アンケート調査の概要

(1)調査概要

① 調査の目的

本調査は、令和3年度策定の第5次宮古市男女共同参画基本計画の基礎資料とするため、市民の男女共同参画に関する意識を把握することを目的として実施しました。

② 調査の設計

項目	内容
調査対象者	18歳以上の宮古市民(年齢階層別無作為抽出)
調査人数	3,000人(うち女性1,500人 男性1,500人)
調査内容	男女平等に対する意識、家庭生活での役割分担意識、女性の社会進出への意識、DV、男女共同参画のために取り組むこと、等
調査期間	令和2年7月7日～8月3日
調査方法	郵送による配布・回収
回収状況	配布数3,000件、956件回収(回収率31.9%)

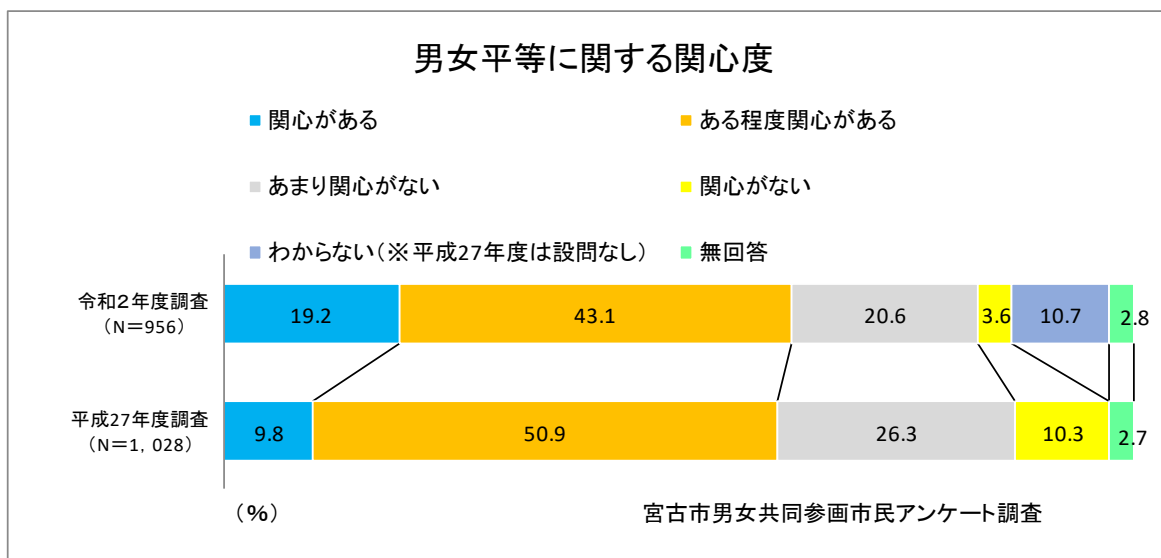
(2)分野別の主な調査結果

①男女平等について

男女平等や、性別にとらわれた役割意識の解消について、最も多いのは「関心がある・ある程度関心がある」(62.3%)、次いで「関心がない・あまり関心がない」(24.2%)、「わからない」(10.7%)の順で多くなっています。

男女平等や、性別にとらわれた役割意識の解消について関心がある回答者の方が38.1%多くなっています。

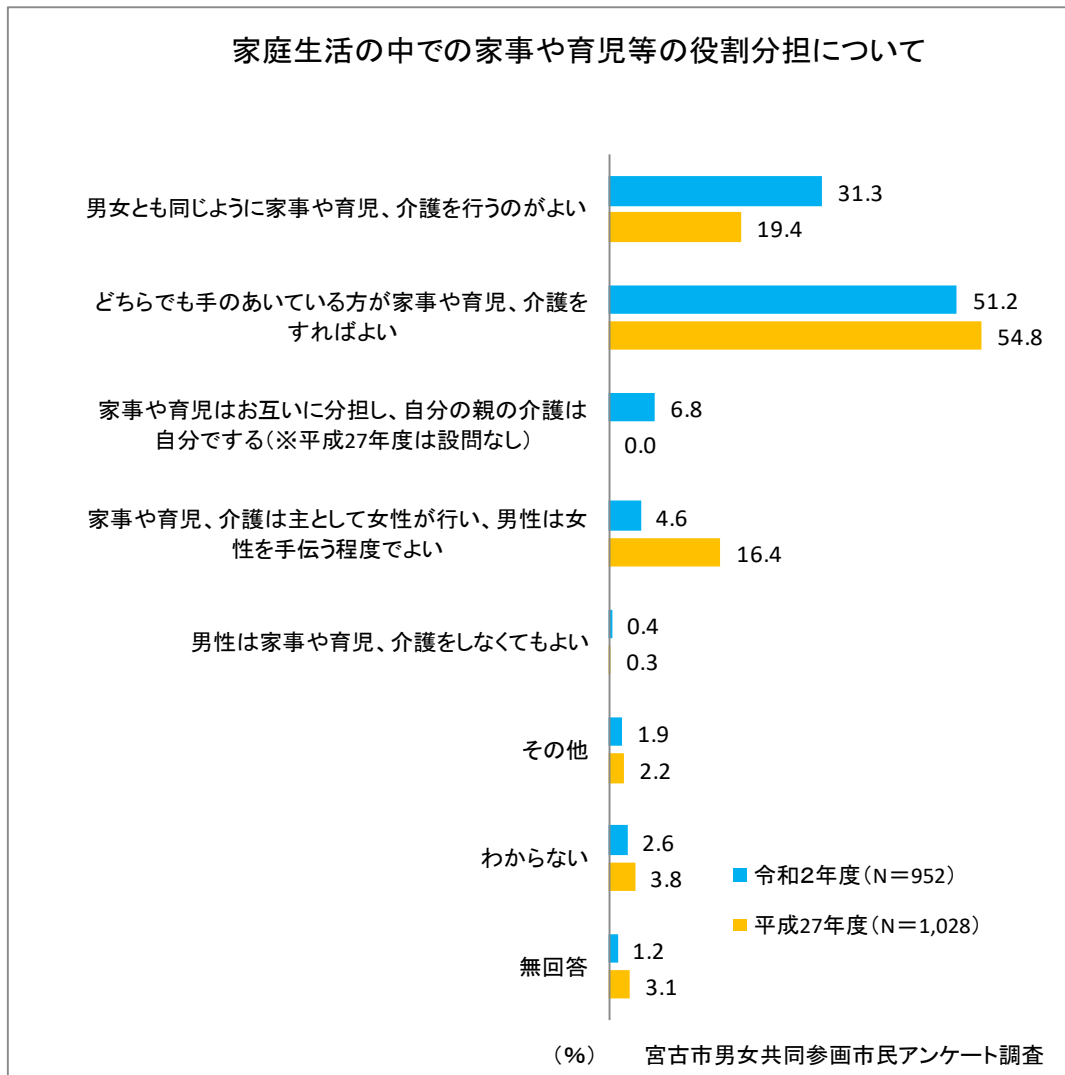
前回の調査結果(平成27年度)と比較すると「あまり関心がない」、「関心がない」は12.4ポイント減少し、「関心がある」、「ある程度関心がある」が1.6ポイント上昇しています。



②性別役割分担について

家庭生活の中での家事や育児等の役割分担について、最も多いのは「どちらでも手のあいているほうが家事や育児、介護をすればよい」(51.2%)が半数以上を占め、次いで「男女とも同じように家事や育児、介護を行うのがよい」(31.3%)、「家事や育児はお互いに分担し、自分の親の介護は自分です」(6.8%)の順で多くなっています。

前回の調査結果(平成 27 年度)と比較すると、「男女とも同じように家事や育児、介護を行うのがよい」が 11.9 ポイント上昇しています。家事等は主に女性が行い、男性は女性を手伝う程度でよいという考えが 11.8 ポイント減少していることから、固定的な性別役割分担意識^{注7}の減少が進んできていることがわかります。

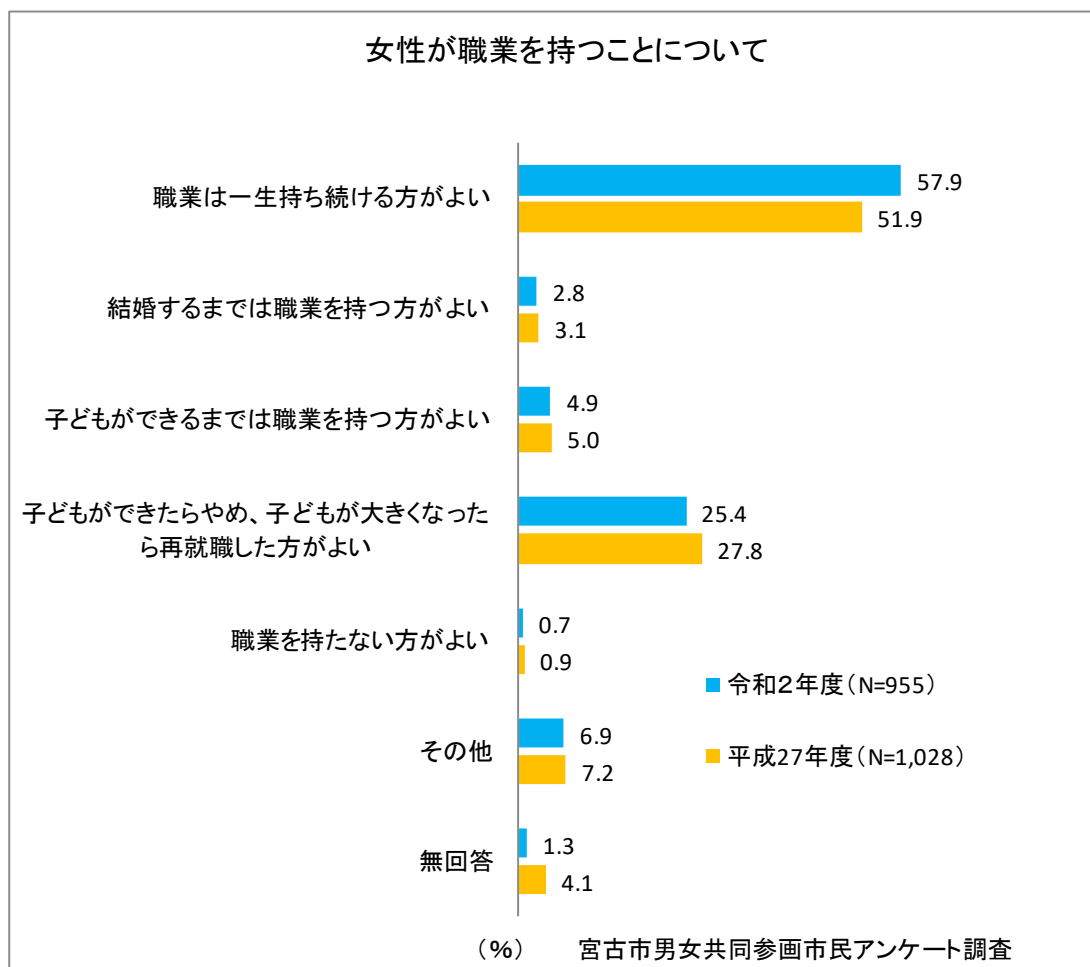


注7 固定的な性別役割分担意識:男女を問わず、個人の能力によって役割を決めることが適当であるにもかかわらず「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

③女性の社会進出について

女性が職業を持つことについて、最も多いのは「職業は一生持ち続ける方がよい」(57.9%)が半数以上を占め、次いで「子どもができればやめ、子どもが大きくなったら再就職したほうがよい」(25.4%)、「子どもができるまでは職業を持つ方がよい」(4.9%)の順で多くなっています。

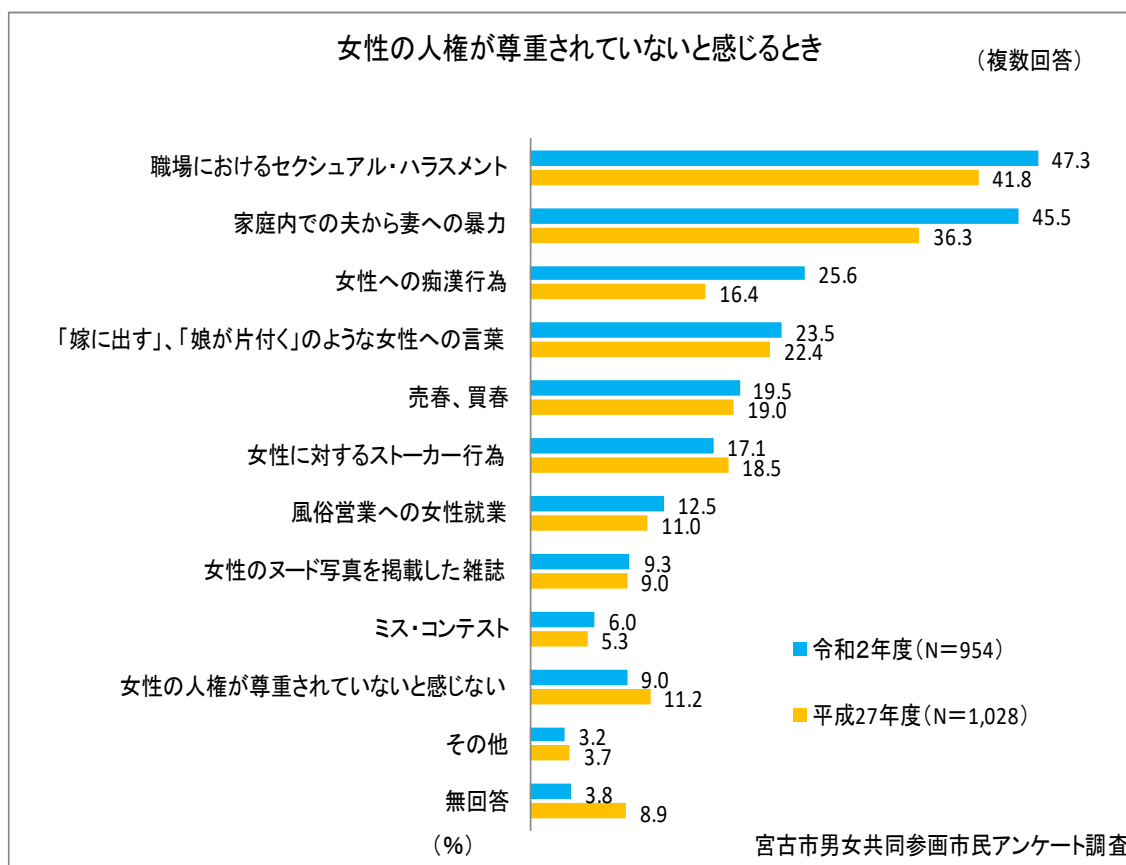
前回の調査結果(平成27年度)と比較すると、「子どもができればやめ、子どもが大きくなったら再就職したほうがよい」が若干減少し、「職業は一生持ち続ける方がよい」が6ポイント上昇しています。



④人権の尊重について

あなたが女性の人権が尊重されていないと感じるモノ・コトについて、最も多いのは「職場におけるセクシュアル・ハラスメント注8」(47.3%)、次いで「家庭内での夫から妻への暴力」(45.5%)、「女性への痴漢行為」(25.6%)の順で多くなっています。職場や家庭など、身近な場でのモノ・コトの割合が高くなっています。

前回の調査結果(平成27年度)と比較すると、前回より大きく減少したものは見られませんが、「家庭内での夫から妻への暴力」「女性への痴漢行為」はそれぞれ9ポイントほど増加しており、女性の人権に対する認識の変化がうかがえます。



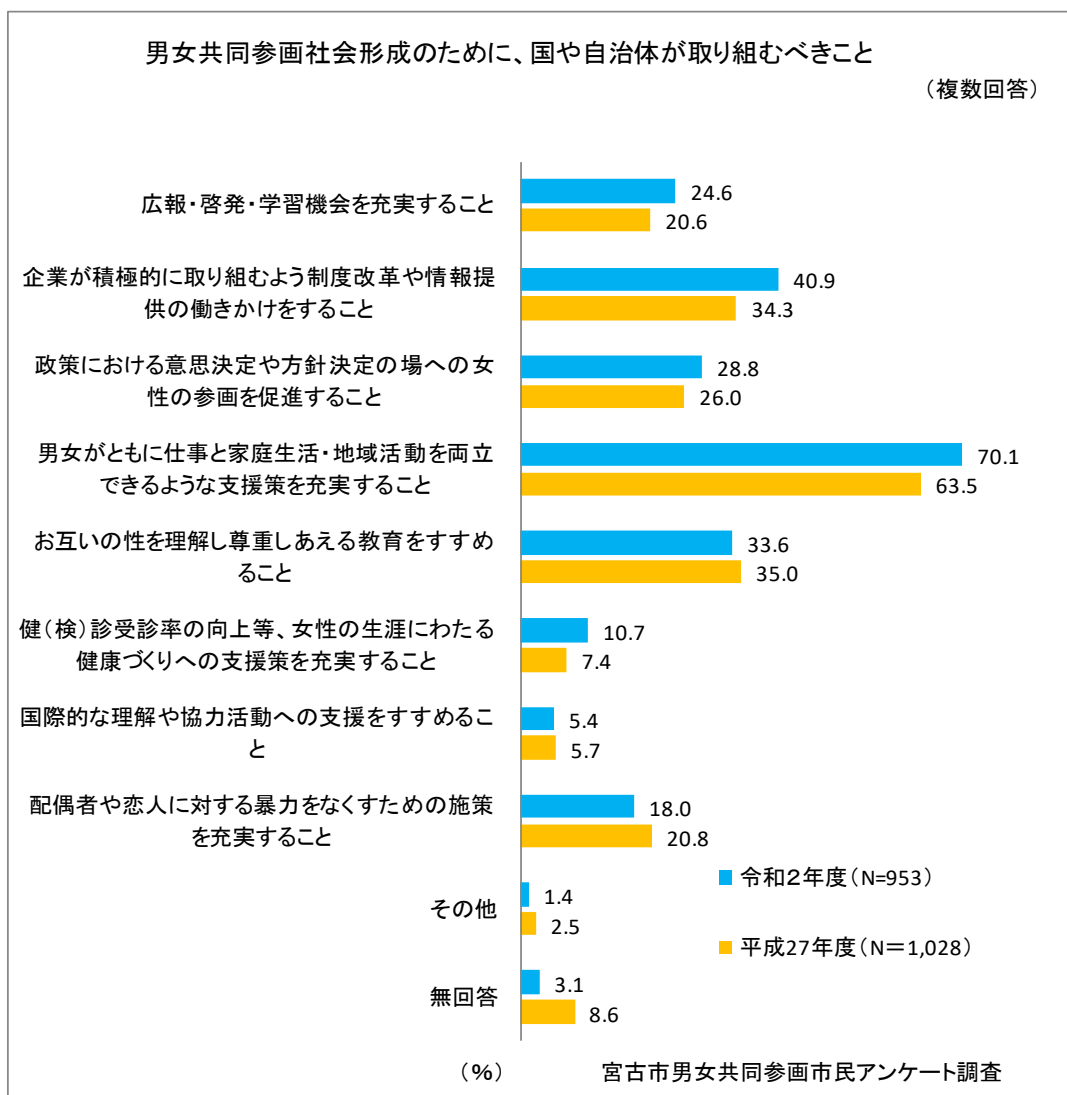
注8 セクシュアル・ハラスメント:身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的噂の流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示など、相手の意に反した性的な性質の言動のことをいいます。

⑤今後の取組について

男女共同参画社会を形成していくために、今後国や自治体が特に力を入れて取り組むべきことは、最も多いのが「男女がともに仕事と家庭生活・地域活動を両立できるような支援策を充実すること」(70.1%)が7割を占め、次いで「企業が積極的に取り組むよう制度改革や情報提供の働きかけをすること」(40.9%)、「お互いの性を理解し尊重しあえる教育をすすめること」(33.6%)の順で多くなっています。

男女がともに仕事と家庭生活・地域活動を両立できるような支援策が突出していることから、家事育児への支援サービスの充実等の実施が求められていると考えられます。

前回の調査結果(平成27年度)と比較すると、「企業が積極的に取り組むよう制度改革や情報提供の働きかけをすること」、「男女がともに仕事と家庭生活・地域活動を両立できるような支援策を充実すること」が特に増加していることから、前回と比べ重要度が増していることがうかがえます。



第3章 計画の内容

1 主要課題

本計画では、基本理念として「男女が等しく個人として尊重され、支え合い、個性と能力をいかせる社会の実現をめざす」を掲げています。本計画はこれまで取り組んできた男女が尊重し合う男女共同参画社会のための施策をさらに発展させ、基本理念に基づき、次の3つの基本課題を設定し、積極的な施策の展開を図ります。

基本課題Ⅰ 男女がともに活躍できる社会づくり

誰もが多様な生き方を実現できるように、子育て・介護支援などに引き続き取り組むとともに、働きやすい環境づくりのため、職場等での理解促進に向けた啓発活動に取り組み、家庭と仕事の両立を支援します。また、政策・方針決定の場における男女共同参画を推進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れ、公正で多様性に富んだ地域活動や地域防災に取り組めます。

基本課題Ⅱ 男女間のあらゆる暴力の根絶と生涯にわたる健康支援

暴力に対する正しい知識を啓発し、暴力を未然に防ぐ社会的な意識を醸成します。被害者が相談しやすい相談体制の整備と周知を推進し、被害者が守られる仕組みを整備します。また、生涯にわたる健康支援と、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{注9}の啓発に取り組み、男女が互いの性を尊重し、あらゆる人が健康に暮らす生活を支援します。

基本課題Ⅲ 一人ひとりの人権尊重の実現とその意識の醸成

男女共同参画を実現するために、周知・啓発に取り組めます。また学校、家庭、地域において男女共同参画に関する教育・学習に取り組むことにより、子どもから大人まで男女共同参画を理解できるよう支援します。

注9 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、1994年にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念です。人々が政治的、社会的に左右されず、「子どもを持つ」、「持たない」を決める自由を持ち、子どもの数、出産間隔、出産する時期を女性が自ら自由に決定でき、そのための健康を享受できること、またそれに関する情報と手段を得ることができる権利のことです。

2 計画の行動体系

基本理念

男女が等しく個人として尊重され、支え合い、個性と能力をいかせる社会の実現をめざす	基本課題Ⅰ 男女がともに活躍できる社会づくり	基本目標Ⅰ-1 家庭と仕事の両立支援の推進	行動目標(1) 家庭と仕事の調和を図るための環境の整備
			行動目標(2) 子育て支援サービスの充実
			行動目標(3) 介護・福祉サービスの充実
		基本目標Ⅰ-2 女性の職業生活における活躍の推進	行動目標(1) 女性の就業支援
			行動目標(2) 女性の経営参画の推進
		基本目標Ⅰ-3 参画し合うまちづくり	行動目標(1) 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進
	行動目標(2) 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進		
	基本課題Ⅱ 男女間のあらゆる暴力の根絶と生涯にわたる健康支援	基本目標Ⅱ-1 あらゆる暴力の根絶	行動目標(1) DVのない社会づくり
			行動目標(2) 虐待、ストーカー、ハラスメント等への対策強化
		基本目標Ⅱ-2 生涯を通じた健康支援	行動目標(1) 生涯にわたる健康支援
	基本課題Ⅲ 一人ひとりの人権尊重の実現とその意識の醸成	基本目標Ⅲ-1 男女共同参画社会への意識づくりの推進	行動目標(1) 男女共同参画に関する周知・啓発の推進
			行動目標(2) 国際社会における男女共同参画の推進
基本目標Ⅲ-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進		行動目標(1) 学校教育・幼児教育における男女共同参画の推進	
		行動目標(2) 家庭・地域における男女共同参画の推進	

基本課題Ⅰ 男女がともに活躍できる社会づくり

豊かで活力ある社会を実現するためには、男女がともに、個性と能力を十分に発揮できることが重要です。男女がともに社会のあらゆる分野に参画していくために、仕事、家庭生活等のバランスを保ち、誰もが多様な生き方や働き方ができる生産性が高い持続可能な社会を目指す必要があります。

成果目標

指 標	現 状 値 (令和 2 年度)	目 標 値 (令和7年度末)
①待機児童数	0人	0人
②ファミリーサポートセンター会員数	441人	450人
③審議会等における女性委員の割合	29.6%	40.0%

【目標指標の考え方】

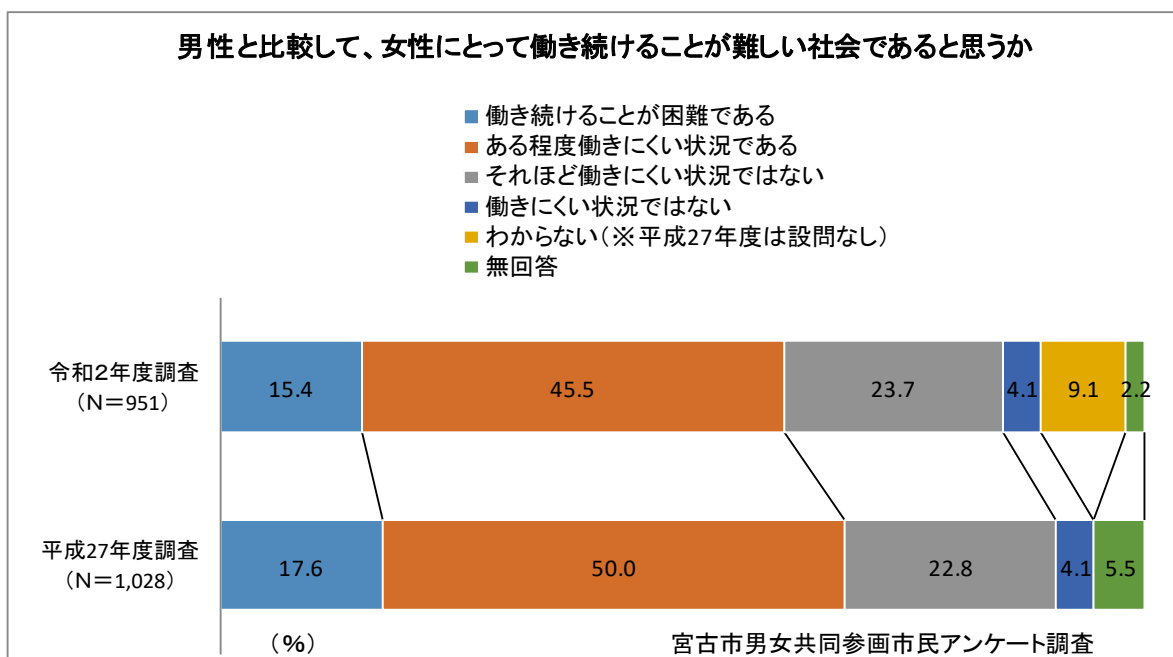
- ①保育所・保育園入所に係る待機児童数ゼロを維持するもの。
- ②ファミリーサポートセンター事業について、事業の充実を図るもの。
- ③市が設置する審議会等への女性委員の登用割合の増加を目指すもの。

現状と課題

性別にかかわらず自分らしい生き方を選択できることは、自己実現につながり、一人ひとりが豊かな生活を送るために重要な要素の一つです。

前回の調査結果(平成 27 年度)と比較すると、「働き続けることが困難である」は、2.2 ポイント減少し、「ある程度働きにくい状況である」も 4.5 ポイント減少していますが、未だに女性にとって働きにくい状況であるとの回答が6割を占めています。

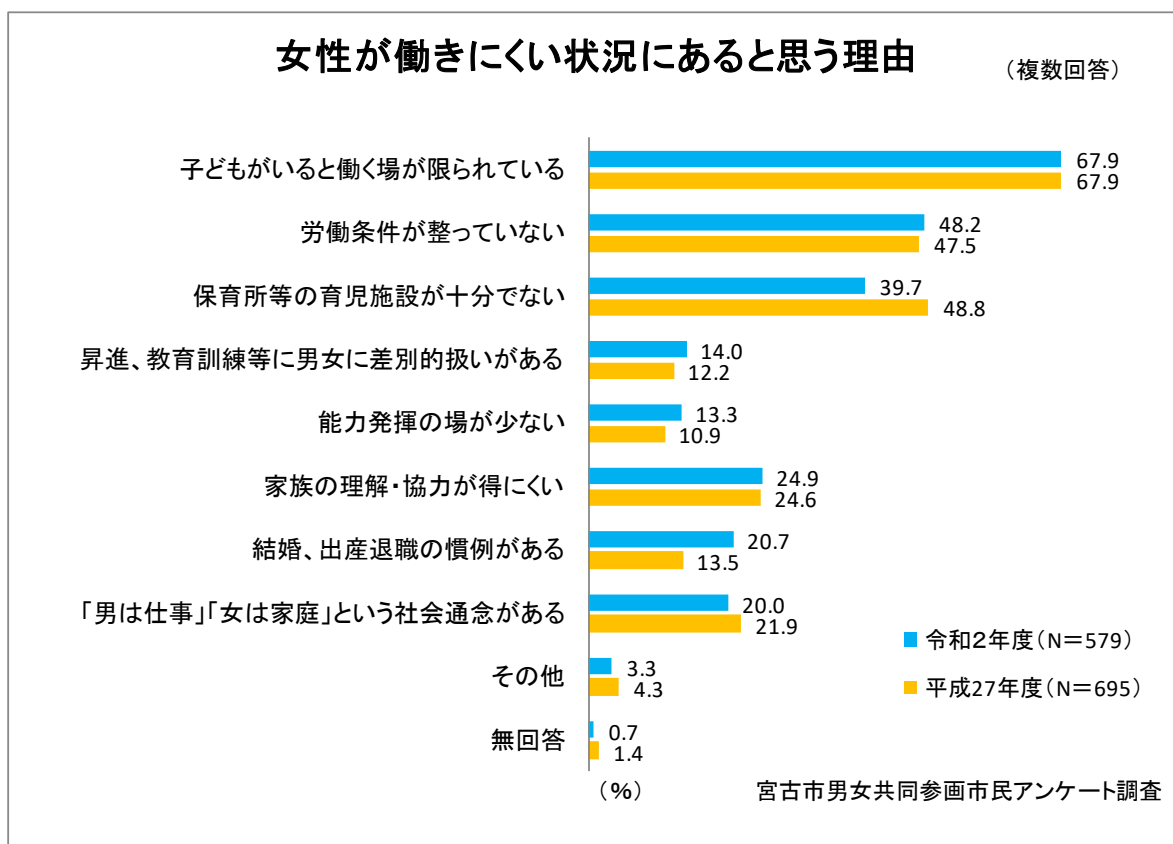
これまでも仕事と子育てなどの両立支援を中心に環境整備は行われてきましたが、市民アンケート調査結果より、女性が働き続けることが難しい状況にあることがうかがえます。



女性が働きにくい状況にあると思う理由は、「子どもがいると働く場が限られている」が6割以上で最も多く、次いで「労働条件が整っていない」、「保育所等の育児施設が十分でない」の順で高くなっています。

多くの人々が未だに、男性が働き女性が家庭で家事や子育てをするようなスタイルの社会であるため、子どもがいると働く場が限られ、労働条件が合わず、子どもを預ける保育施設等が十分に足りていないと感じていると考えられます。

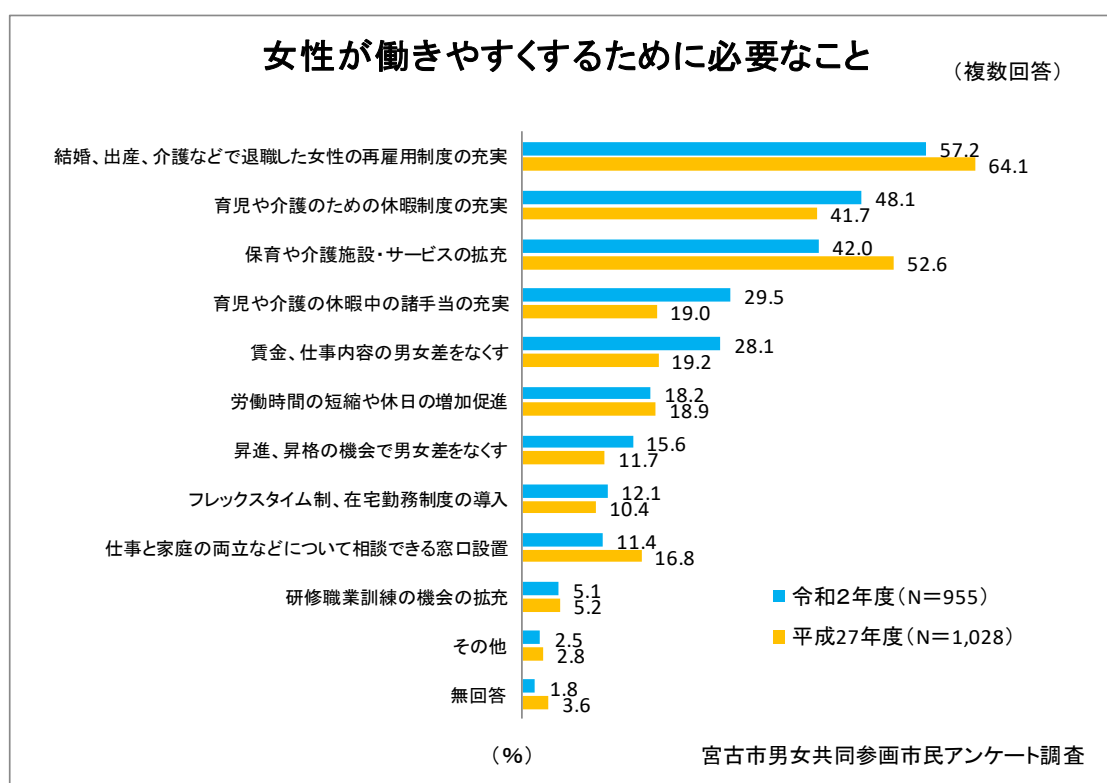
前回の調査結果(平成 27 年度)と比較すると、「保育所等の育児施設が十分でない」以外は大きな差は見られません。「保育所等の育児施設が十分でない」は9ポイントほど減少しており、市による子ども・子育て支援施策が反映されているものと考えられます。



女性が結婚・出産後も働き続けるための環境整備については、市民アンケート調査の結果をみると、「育児や介護のための休暇制度の充実」が必要であると考える人が多く、「結婚、出産、介護などで退職した女性の再雇用制度の充実」、「保育や介護施設・サービスの拡充」は減少傾向ですが4～5割の回答があります。この結果から、再雇用、育児・介護休暇が必要であることがうかがえます。

昇進・昇給の男女差の解消については、低い割合となっていますが、賃金、仕事内容といった労働条件等の男女格差解消については約3割の回答となっています。

前回の調査結果(平成 27 年度)と比較すると、「育児や介護のための休暇制度の充実」、「賃金、仕事内容の男女差をなくす」、「育児や介護の休暇中の諸手当の充実」といった企業や国が実施すべきことについての割合が高くなっています。



女性の就業継続や男性の家事・育児への参画を推進するためにも、育児や介護に向き合い、安心して生活できる環境の整備、仕事と育児の両立の支援、意識啓発や育児・介護休暇を取得しやすい環境の整備が必要です。

◆基本目標 I - 1 家庭と仕事の両立支援の推進

女性が家事や育児、介護において過重な負担を負うことがなく、家庭と仕事の両立が可能になるよう、意識啓発と育児や介護に携わる市民の負担軽減に向けたサービスを実施します。

また、支援を必要とする市民が適切なサービスを利用できるように、情報提供を実施し、男女がともに家庭と仕事を両立できるくらしの実現を支援します。

事業者に対しては、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備を働きかけていきます。

行動目標(1) 家庭と仕事の調和を図るための環境の整備

家庭と仕事の両立の実現に向け環境を整えるため、男女共同参画の考え方を啓発するとともに、事業所に対し適正な労働時間や育児・介護休業制度の活用を働きかけます。

一人ひとりの人権を尊重する視点に立ち、相談体制やプライバシーに配慮した相談環境の充実を図ります。

必要な取組

①ワーク・ライフ・バランスの促進

a	ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供
b	男女雇用機会均等法・労働関係法令の周知

②育児・介護休業等への理解と取得の促進

a	育児・介護休業制度の普及・啓発
b	育児・介護休業取得の促進

行動目標(2) 子育て支援サービスの充実

子育てと仕事の両立支援のため、多様なニーズに対応した保育のサービスの充実を図ります。

必要な取組

①乳幼児保育の充実

a	保育サービスの充実
b	子育て支援センター事業の充実

②学童保育の充実

a	学童の家等の整備・充実
---	-------------

③育児相談・指導の充実

a	相談事業の実施
b	相談体制の充実
c	妊娠・出産・育児に関わる健康支援と学習機会の提供

④交流を通じた育児支援の推進

a	地域における子育て支援の充実
b	ファミリーサポートセンター事業の充実

行動目標(3) 介護・福祉サービスの充実

介護と仕事の両立が実現できるよう、介護者の負担を軽減するため、高齢者及び障がい者福祉サービスの利用促進を図ります。

必要な取組

①介護サービスの充実

a	相談体制の充実
b	介護支援施策事業の充実

②障がい福祉サービスの充実

a	相談体制の充実
b	障がい福祉支援施策の充実

◆基本目標 I - 2 女性の職業生活における活躍の推進

男女がともに希望する働き方を実現するためには、女性の多様な働き方の実現に取り組む必要があります。特に出産や子育て、看護や介護などで職を離れた女性への支援は欠かせないものであり、女性の経済的自立と自己実現のために労働に関する法律・制度の周知、再就職の支援など、就労支援に関する情報提供の充実を図ります。

行動目標(1) 女性の就業支援

女性の経済的自立や自己実現のために、労働に関する法律や制度について周知し、女性の就業の継続を支援します。また、結婚や子育てなどで職を離れた女性の再就職を支援するため、就業に関する情報提供の充実、職業訓練や就業講習の充実を図ります。

必要な取組

①女性の就労環境の整備

a	再就職に関する情報の提供
b	女性の就業支援の充実
c	就業講習等の情報提供
d	男女雇用機会均等法、労働関係法令の周知

行動目標(2) 女性の経営参画の推進

農林水産業や商工自営業に従事する女性が主体的に、経営にかかわる意識づくりを推進します。また、女性リーダーの育成を図り、経営や方針決定の場への女性の参画を推進します。

必要な取組

①女性の経営参画の推進

a	人材育成事業の推進
b	女性リーダーの育成
c	経営にかかわる意識づくりの推進

◆基本目標 I - 3 参画し合うまちづくり

政策・方針決定過程における女性の参画促進は、女性の活躍を推進し、男女が互いに対等な立場で、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するために重要です。

多様な価値観と発想を取り入れるため、様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、事業所や団体などに積極的に働きかけを行います。

行動目標(1) 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市が率先して審議会等の委員への女性の選任に取り組むとともに、市政への参画を進めるため、市民の男女共同参画の意識啓発等に取り組めます。

必要な取組

①政策・方針決定等の場への女性の参画

a	審議会等委員への女性の登用促進
---	-----------------

②政策に関する学習

a	男女共同参画に関する講座の開催
b	市民グループの学習活動の支援

行動目標(2) 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

地域社会で男女が平等に参画できるよう、地域社会でのつながりや居場所づくりに取り組み、地域内での連携が図られるよう地域活動を推進します。また、防災の取組として、男女が平等に参画できる地域防災活動を推進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進します。

必要な取組

①地域活動の推進

a	地域活動情報の提供
b	社会教育活動、地域活動への参加の推進

②地域防災への男女共同参画の推進

a	防災啓発の推進
b	防災計画の策定における女性の参画
c	防災士会の活動における男女共同参画の推進

基本課題Ⅱ 男女間のあらゆる暴力の根絶と生涯にわたる健康支援

男女がお互いの身体の特徴を十分に理解し、人権を尊重し合い、相手に対して思いやりをもつことは、男女共同参画社会の形成に必要不可欠です。

暴力は、人間の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害するものです。

また、生涯にわたって健康で快適な生活を送ることは、誰もが望むことであり、特に、女性は妊娠・出産など、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面するため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)が重要な人権として認識される必要があります。

成果目標

指 標	現 状 値 (令和 2 年度)	目 標 値 (令和7年度末)
①デート DV ^{注10} の認識度	34.3%	100.0%
②女性の人権は尊重されていると感じる人の割合	9.0%	20.0%
③ゲートキーパー ^{注11} 養成数の達成割合	100.0%	100.0%

【目標指標の考え方】

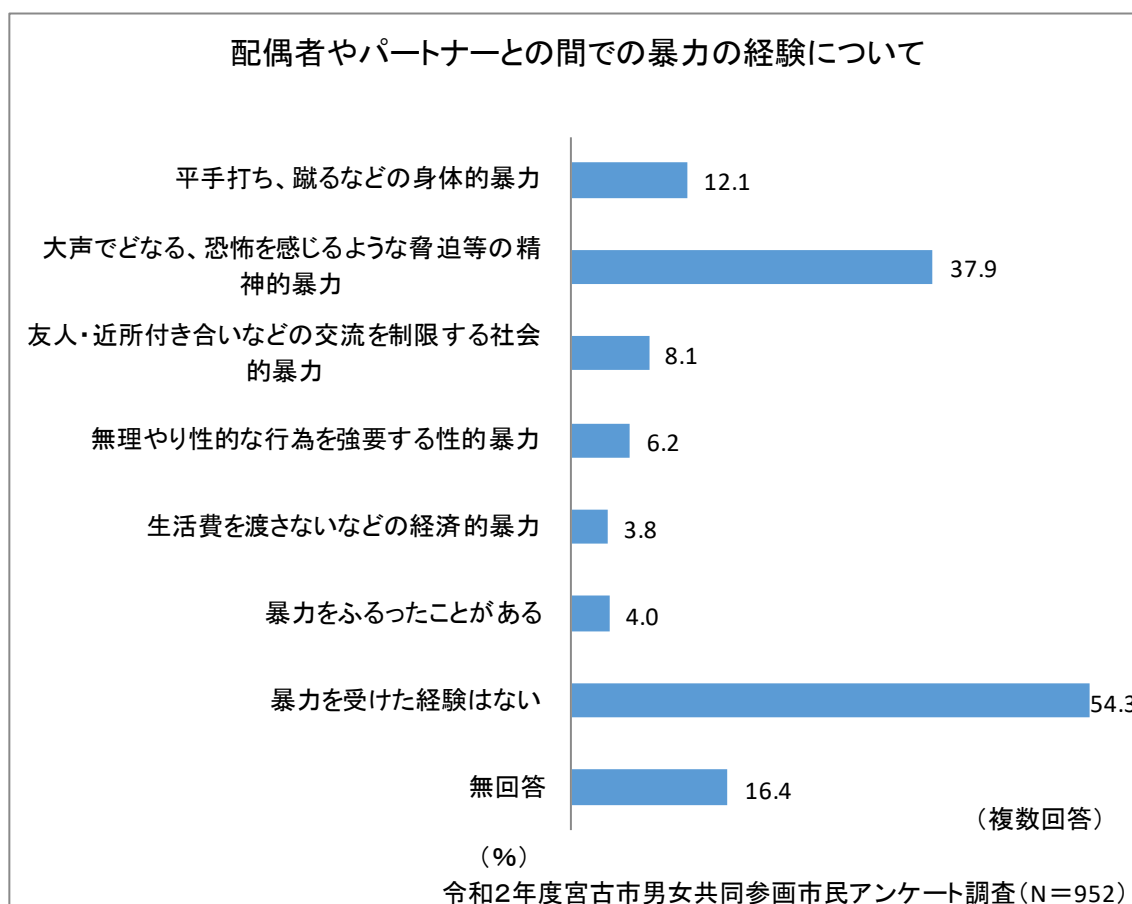
- ①認識度の割合を表すもの(宮古市男女共同参画市民アンケート調査による)。
- ②女性の人権は尊重されていると感じることについての割合を表すもの(宮古市男女共同参画市民アンケート調査による)。
- ③自殺対策を支える人材育成の増加を目指すもの(宮古市自殺対策計画の目標値 140人)。

注 10 デート DV:交際中のカップルの間で起こる DV のことをいいます。身体的、精神的、経済的、性的暴力など暴力の種類はさまざまです。

注 11 ゲートキーパー:自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができるひとのことです。

配偶者、恋人などのパートナーからの暴力(DV)、職場や学校でのセクシュアル・ハラスメント、性暴力などは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、多くの場合被害者は女性です。これらの暴力は、固定的な性別役割分担や家庭・社会における男性優位の意識や経済的格差等、男女の置かれている状況等に根差した構造的問題です。

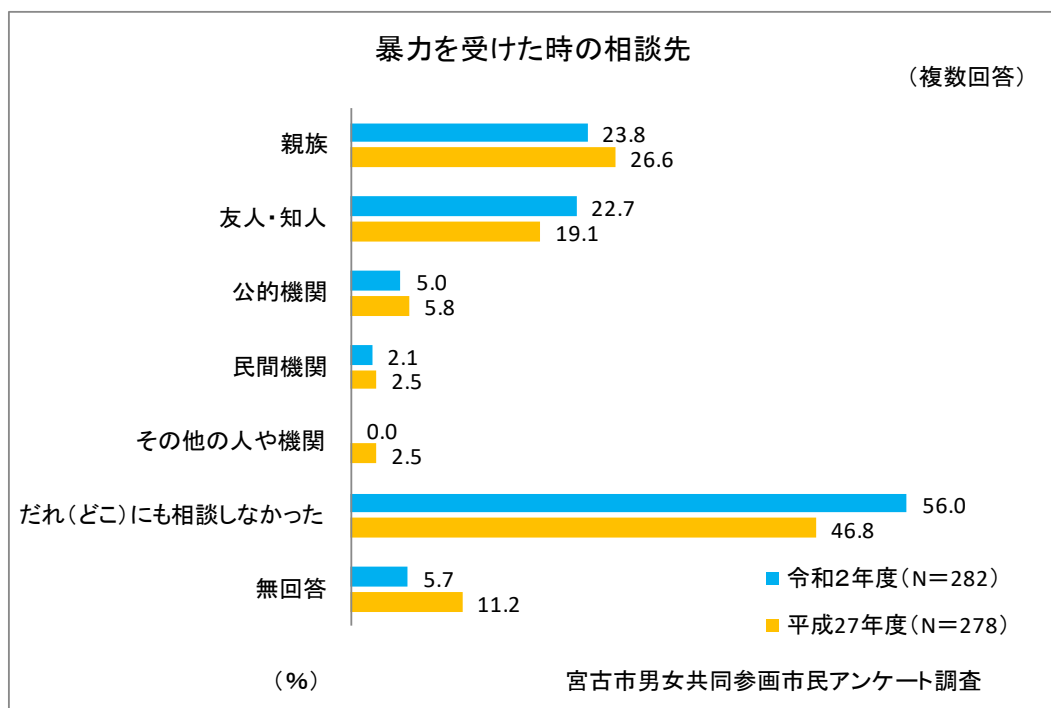
配偶者やパートナーとの間でのDV経験について、54.3%の人は「暴力を受けた経験はない」と回答しています。一方で「大声でどなる、恐怖を感じるような脅迫等の精神的暴力」が37.9%、「平手打ち、蹴るなどの身体的暴力」が12.1%となっており、依然として暴力が存在していることがわかります。



配偶者、パートナーから受けた・ふりつた暴力についての相談で最も多いのは「だれ(どこ)にも相談しなかった」が大半を占め、次いで「親族」、「友人・知人」の順で多くなっており、公的機関への相談は少ない状況です。

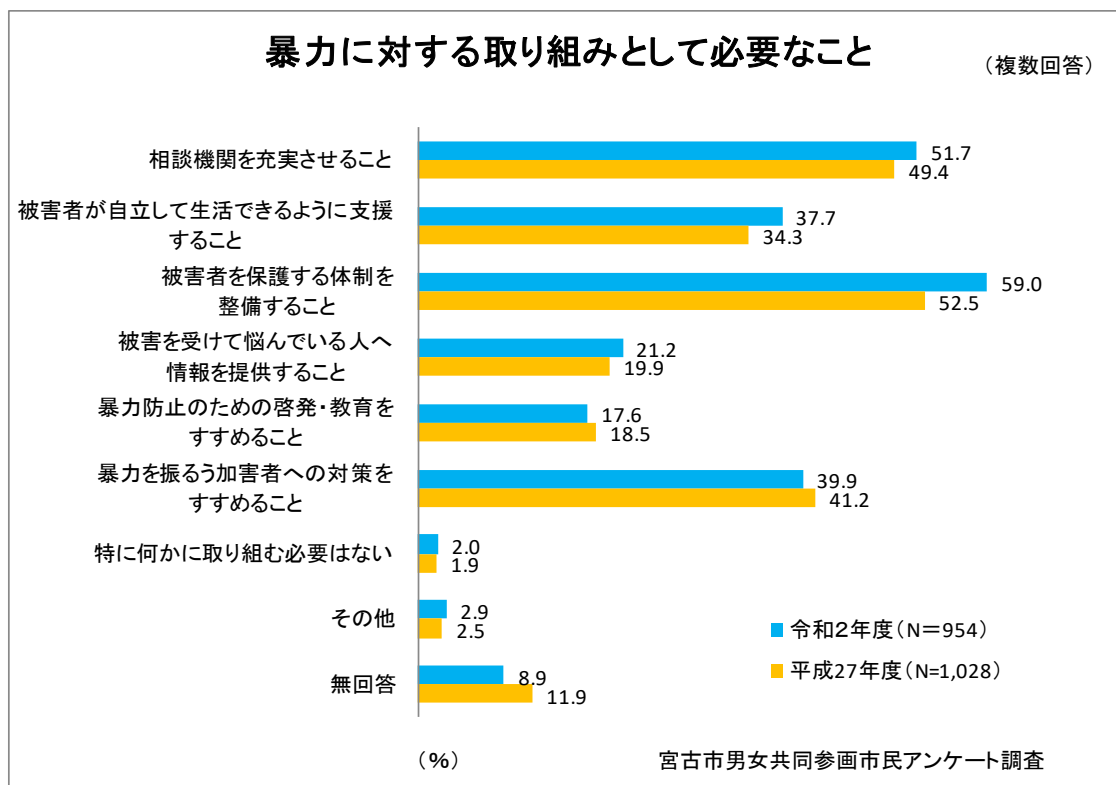
このことから、専門の相談機関を利用することや、身近な相談者となった場合、適切に対応できるよう DV の正しい知識を啓発することが重要です。

さまざまな暴力に対応するため、関係機関と連携し、暴力の防止に向けて気軽に相談できる体制づくりに取り組みます。



配偶者やパートナーからの暴力をなくすためには、「被害者を保護する体制を整備すること」、「相談機関を充実させること」が必要とされています。

身体的、精神的、性的暴力は、人間の尊厳を踏みにじり、男女共同参画社会の実現を阻害するものであることから、性別を理由とする差別的扱いや暴力を許さない社会環境の実現に向け、人権尊重についての広報啓発活動を推進します。



◆基本目標Ⅱ－1 あらゆる暴力の根絶

男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、若年層からDVやハラスメント^{注12}等についての周知に努めるとともに、関係機関と連携し、被害者が安心して相談できる体制づくりを推進します。

また、配偶者等の暴力は被害者のみならず、その子どもにも悪影響があることから、被害者の子どもに対する支援を充実します。

行動目標(1) DVのない社会づくり

配偶者やパートナーからのDVについて理解することを目的として、様々な取組を通じ、意識啓発を促進します。

必要な取組

①DV やハラスメントの根絶に関する啓発

a	DV、デートDVやハラスメントを容認しない意識づくりの推進
b	学校における人権及び男女共同参画などに関する教育の推進

②被害者を支援する仕組みの強化

a	相談事業の実施
b	相談体制の充実

③被害者の自立支援の推進

a	被害者の自立のための相談・支援
b	子どもへのケアと就学等に関する支援

注 12 ハラスメント:いろいろな場面での「いやがらせ」「いじめ」をいいます。種類は様々であり、他者に対する発言、行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり脅威を与えることを総称していいます。

行動目標(2) 虐待、ストーカー、ハラスメント等への対策強化

暴力には、虐待やストーカー、ハラスメント等、身体的なものから精神的に苦痛を与えるものまで幅広く含まれるため、あらゆる形態の暴力に対して対策を実施します。

ハラスメント防止のための研修や啓発を実施し、各関連機関と連携を図りながら、早期発見と適切な対処に努めます。

必要な取組

①早期発見のための取組と連携強化

a	児童虐待を容認しない意識づくりの推進
b	事業所を対象としたハラスメント防止の啓発

◆基本目標Ⅱ－２ 生涯を通じた健康支援

生涯にわたって健康で快適な生活を送ることは、誰もが望むことであり、そのためには一人ひとりが自らの健康状態を理解し、保持・増進に向けて積極的に取り組む必要があります。

また、女性の健康について、妊娠・出産に関する支援に加え、思春期や更年期における健康上の問題、不妊、性感染症の予防など妊娠・出産以外の健康を支援する取組により、男女の性差に応じた適切な指導を推進します。

行動目標(1) 生涯にわたる健康支援

男女がお互いの身体の違いを十分に理解し、男女が主体的に妊娠や出産を選択していけるようリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の考え方の啓発や学習機会の提供に取り組めます。

また生涯にわたる健康づくりに取り組み、性別に関係なく、あらゆる市民の健康な生活を支援します。

必要な取組

①母性保護と母子保健の推進

a	性教育の充実
b	薬物、喫煙、飲酒による健康被害防止の指導
c	妊娠・出産・育児に関わる健康支援と学習機会の提供
d	不妊に悩む方への特定不妊治療の支援

②心身の健康づくりの推進

a	食育の推進
b	こころの健康づくりの推進
c	高齢者の健康教室の実施
d	相談体制の充実

基本課題Ⅲ 一人ひとりの人権尊重の実現とその意識の醸成

男女共同参画社会の形成には、誰もが男女共同参画の理念と意義に対する理解を深め、互いの人権を尊重し合い、男女平等の意識を醸成していくことが重要です。

市民に対して男女共同参画への理解を深めるために、引き続き周知・啓発に取り組むとともに、学校や地域の学習の場において、男女共同参画に関する視点を育むための教育に取り組むことにより男女共同参画の理解推進に向けて支援することが重要です。

成果目標

指 標	現 状 値 (令和2年度)	目 標 値 (令和7年度末)
①男女共同参画サポーター認定者数	63人	88人
②男女共同参画に関する講座等受講者の満足度	—	100.0%
③ジェンダーの認識度	17.1%	100.0%

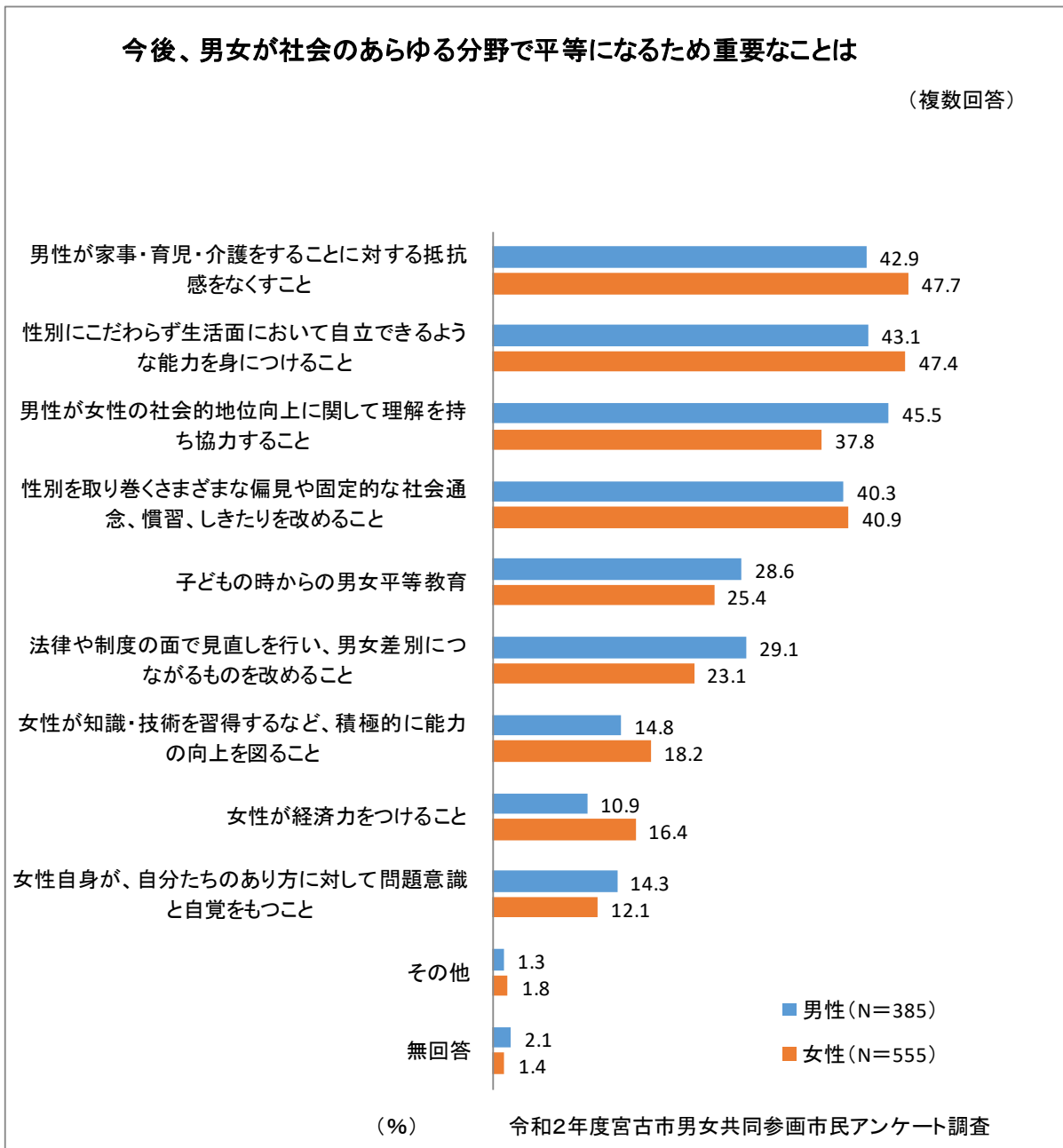
【目標指標の考え方】

- ①地域や職場で男女共同参画を推進する人材の育成を図るため、毎年5名の認定を目指すもの。
- ②満足度の割合の増加を目指すもの。
- ③認識度の割合を表すもの(宮古市男女共同参画市民アンケート調査による)。

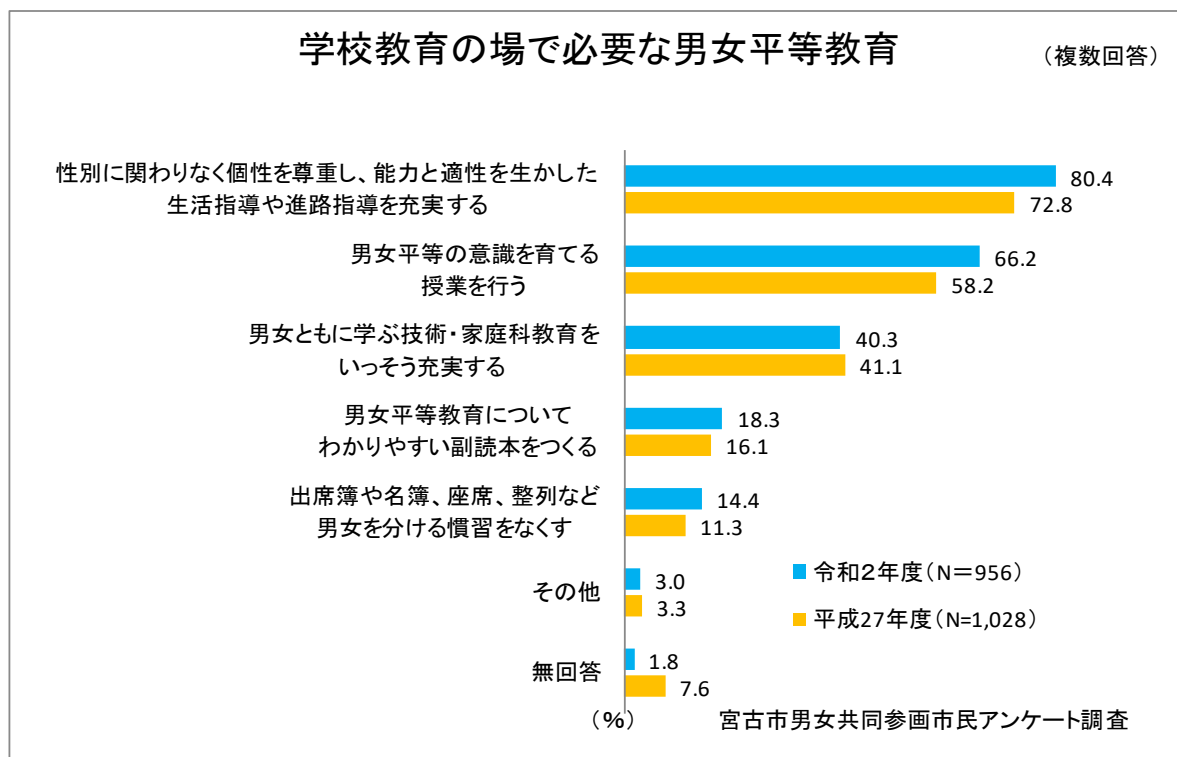
市民アンケート調査の結果を男女別で見ると、男性は「女性の社会的地位向上に関する理解と協力」という理念的なことについての割合が最も高いのに対し、女性は現実的に男性の家庭生活への協力を重要視しており「男性が家事等への抵抗感をなくすこと」や「性別にこだわらず生活面で自立できる能力を身につけること」の割合が高くなっています。

また、女性においては「偏見・社会通念等を改めること」の割合も高くなっていることから、女性が生きにくい社会であると感じていることがうかがえます。

男女の性別による不利益な状況や差別をなくし、誰もがお互いを一人の人間として尊重し合う社会をめざし、一人ひとりの意識を変えていく取組を進める必要があります。



学校教育で必要な男女平等教育は「性別に関わりなく個性を尊重し、能力と適性を生かした生活指導や進路指導を充実する」、「男女平等の意識を育てる授業を行う」、「男女ともに学ぶ技術・家庭科教育をいっそう充実する」が必要と感じている人が多く、前回の調査結果(平成 27 年度)から大きく変化していないことがわかります。



◆基本目標Ⅲ－1 男女共同参画社会への意識づくりの推進

男女共同参画社会を実現するために、男女の性別にかかわる固定観念や偏見、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)^{注13}が存在することから、あらゆる立場の人々が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会に向けての意識づくりを推進します。

行動目標(1) 男女共同参画に関する周知・啓発の推進

市民一人ひとりの男女共同参画に関する理解を深めるため、これまで取り組んできた啓発活動を引き続き推進し、固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに、男女平等及び人権尊重の意識を育てます。

必要な取組

①男女共同参画社会の形成のための啓発の推進

a	広報やホームページを活用した意識啓発の推進
b	行政の広報、出版物における男女共同参画に配慮した表現
c	男女共同参画に関する情報の収集と提供
d	相談機関の周知

②人権尊重・男女平等意識の醸成

a	男女共同参画に関する講座の開催
b	女性と子どもの人権尊重の意識啓発
c	人権擁護委員協議会と連携した啓発活動の実施
d	民生児童委員の活動の推進

③ 男女共同参画に関する学習の推進

a	男女共同参画を醸成する学習の実施
b	身体的性差と保健に関する学習の実施

注13 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス):だれもが潜在的に持っている思い込みのことをいいます。育つ環境、所属する集団の中で、既成概念、固定観念となっていきます。

行動目標(2) 国際社会における男女共同参画の推進

国際社会における男女共同参画を深めるための講座、学校での国際理解教育や交流活動を積極的に進めることにより、国籍にかかわらず理解し尊重し合う意識の醸成を図ります。

必要な取組

①国際理解・交流活動の推進

a	国際理解教育の推進
b	国際理解及び交流機会の提供

② 国際条約・法律等の理念の浸透

a	男女共同参画に関する講座の開催
---	-----------------

◆基本目標Ⅲ－２ 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

男女共同参画に関する学習課題は、職場、学校、家庭などあらゆる分野にわたります。学校、家庭、社会、地域等様々な場において男女共同参画に関する教育・学習を実施することで、あらゆる世代に対して理解を広げます。

行動目標(1) 学校教育・幼児教育における男女共同参画の推進

男女平等や性について正しい理解を広げるため、学校教育・幼児教育における人権教育・性教育等の充実に努めます。また、指導に当たる教職員等の意識啓発に取り組みます。

必要な取組

①男女平等と人権尊重の理念に基づく教育

a	多様な選択能力を育成する教育の推進
b	学校における人権及び男女共同参画などに関する教育の推進
c	男女平等の視点を持った教育の推進

行動目標(2) 家庭・地域における男女共同参画の推進

性別による固定的な役割分担にとらわれない意識の醸成を図り、家庭教育や生涯教育において、男女平等について学ぶ教育を進めます。また、男女が共に自立し多様な生き方を選択できる力を育みます。

必要な取組

①男女平等と人権尊重の理念に基づく家庭教育

a	家庭教育学級支援事業の実施
b	男女共同参画に関する講座の開催

②男女平等と人権尊重を育む地域活動

a	青少年対象の学習機会の提供
b	市民グループの学習活動の支援

③男性の家庭生活・地域活動への参画の推進

a	男女共同参画に関する講座の開催
b	育児・介護休業制度の普及・啓発

第4章 計画推進の取組

1 計画の推進体制

(1) 市民、市民団体の活動推進

市民の男女共同参画社会の形成に取り組む意識醸成を進めるため、社会の様々な分野の学習機会の提供を図ります。さらに、男女共同参画に関する市民団体の活動を推進します。

(2) 推進体制の充実

本計画推進のために実施計画を定め、実効性ある具体的施策を実施するため、関係課と取組の進捗管理について情報を共有し、連携しながら施策を推進します。

(3) 市民、教育機関、市内の関係団体、事業所との連携

男女共同参画を推進するため、市民、教育機関、市内の関係団体と協力・連携を図ります。また、男女共同参画の推進には、事業所が担う役割が大きいことから、事業所に対する情報提供を行うとともに、協力・連携に努めます。

2 計画の評価

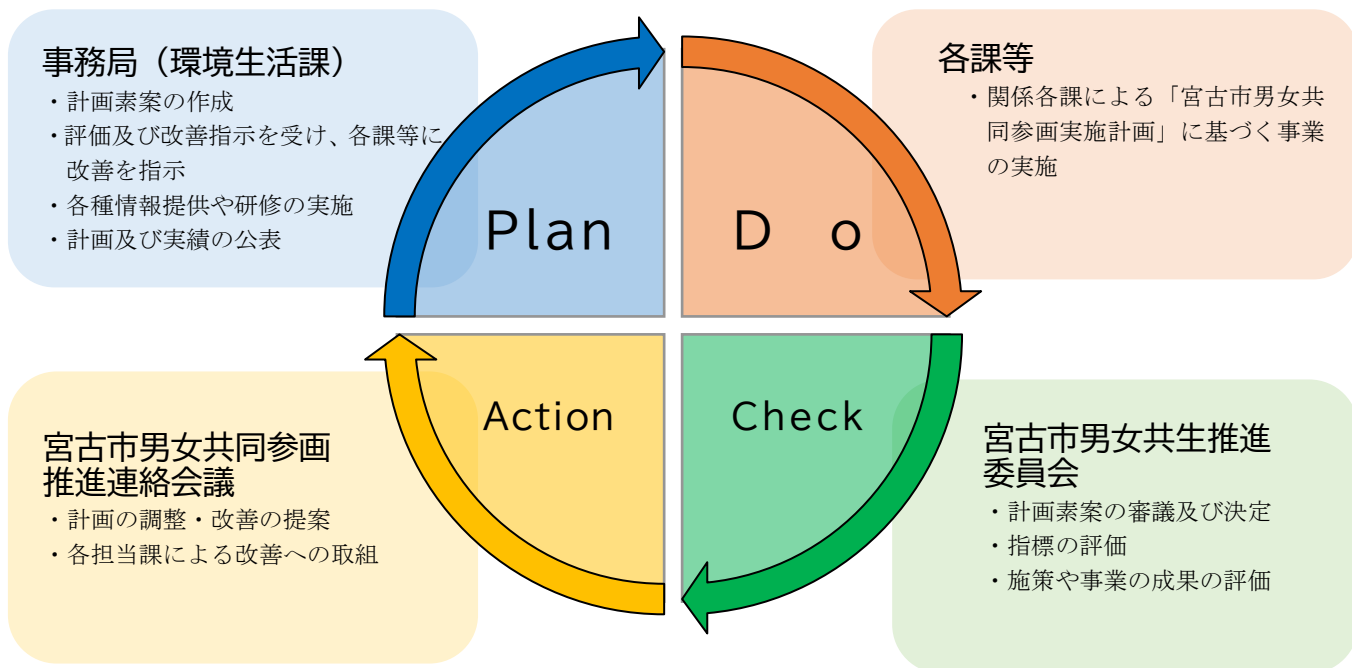
本計画については、進捗状況を事業担当部局及び男女共同参画担当課で管理することとし、男女共生推進委員会からの意見や評価を公表します。

進捗状況に対する市民の意見や国の動向、社会情勢の変化等を反映させながら、計画を推進します。

3 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、Plan(計画する)、Do(実行する)、Check(評価する)、Action(改善する)の「PDCA」サイクルで計画の進行管理を行います。

計画の進行状況は、庁内関係部局において、年度ごとに把握・点検・評価し、その状況に応じて事業、取組を適宜改善等し、施策を実施します。



資料編

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号

同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的

及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよ

う適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：令和元年法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻参考資料（配偶者からの暴力の

防止及び被害者の保護等に関する法律) 関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施

設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該

配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就

学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身近につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲

げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、被害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 〔平成十九年法律第百十三号〕 〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附則（令和元年法律第四十六号）（抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割

を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、

遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般

事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職

業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定によ

る届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役

務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中

育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

宮古市男女共生推進委員会条例

平成17年6月6日条例第18号
改正 令和3年3月3日条例第5号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成に資するため、宮古市男女共生推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(令3条例5・一部改正)

(所掌)

第2条 委員会は、次の事項について市長の諮問に応ずるとともに、市長に意見を述べることができる。

- (1) 男女共同参画基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に係る調査研究に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(令3条例5・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 公募による者
 - (2) 知識経験を有する者
- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部において処理する。

(令3条例5・一部改正)

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年6月6日から施行する。

附 則（令和3年3月3日条例第5号）抄

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

宮古市男女共生推進委員会委員名簿

任期:令和3年8月1日～令和5年7月31日

委員長	宮城 貞子	宮古人権擁護委員協議会
副委員長	大越 淳	宮古市校長会
委員	寶 由夫	公募
委員	鈴木 将人	岩手県立大学宮古短期大学部
委員	伊藤 ひろみ	宮古保育会
委員	川戸 一之	宮古市 PTA 連合会
委員	昆野 香代子	宮古市女性会議
委員	吉水 和也	岩手弁護士会
委員	伊藤 エミ子	あじさいの会(いわて男女共同参画サポーター)
委員	兼平 寛	宮古労働基準監督署
委員	伊東 喜幸	日本労働組合総連合会岩手県連合会宮古地域協議会
委員	伊東 美智子	新岩手農業協同組合女性部宮古支部
委員	畠山 りか	社会福祉法人宮古市社会福祉協議会
委員	腹子 摩裕美	特定非営利法人宮古圏域障がい者福祉推進ネット

第5次宮古市男女共同参画基本計画

令和3年12月策定

発行 岩手県宮古市

編集 宮古市市民生活部環境生活課

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

TEL 0193-62-2111

FAX 0193-63-9110